

監査公表第 8 号

地方自治法第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定による定期監査（財務監査）並びに同条第 2 項の規定による行政監査を執行しましたので、同条第 9 項の規定により当該結果を別紙のとおり公表します。

報告の対象

福祉保健部，産業部，環境部，教育委員会事務局，選挙管理委員会事務局，文化スポーツ部，消防，上下水道局

令和 4 年 6 月 6 日

呉市監査委員

大	下	正	起
沖	本	恭	治
藤	原		広

福祉保健部監査の結果

1 実査の対象課等

福祉保健課，介護保険課，高齢者支援課，保健所（地域保健課），生活支援課，子育て施設課

2 監査の期間

令和３年１１月２６日から令和４年１月２５日まで

3 監査の対象

令和３年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和２年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

保健所（地域保健課）及び生活支援課については，事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

なお、次の課について改善又は検討を要望する事項は、次のとおりである。

(1) 福祉保健課

前回の定期監査の結果に基づいて改善を要望していたにもかかわらず、「呉市福祉会館貯水槽清掃及び水質検査業務」に係る契約において、受注者が業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせるときは、当該業務範囲につき、あらかじめ発注者の承諾を得なければならない旨を契約約款に定めながら当該承諾を得ていなかった。

については、受注者に対して、契約書等の内容を遵守するよう指導されたい。

(2) 介護保険課

ア 介護保険料に係る収納金整理簿について、次のような事例があった。

(ア) 記載内容の訂正を砂消しゴムを使用して行っていた。

(イ) 金額の訂正を訂正印を押印することなく、行っていた。

については、適正な事務処理をされたい。

イ 前回の定期監査の結果に基づいて改善を要望していたにもかかわらず、課の所管に属する備品のうち、所在が確認できないものがあった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

(3) 高齢者支援課

「呉市認知症地域支援業務（中央地域）」ほかに係る契約書に、契約保証金の免除該当号数を誤って記載していた。

については、契約規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

(4) 子育て施設課

ア 「下蒲刈保育所ほふく室空調機修繕」について、業務完了後に執行伺兼支出負担行為書を起案していた。

については、予算及び決算規則に基づき、適正な契約事務をされたい。

イ 津波避難訓練に係る実施記録簿の記載に当たり、容易に改ざんが可能な筆記用具を使用していた。

については、「公文書等の作成における「消せるボールペン」の使用について（総務課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

産 業 部 監 査 の 結 果

1 実査の対象課

観光振興課，海事歴史科学館学芸課，農林水産課

2 監査の期間

令和３年１１月２６日から令和４年１月２５日まで

3 監査の対象

令和３年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和２年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

次の課について改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

(1) 観光振興課

ア 「アフターＤＣ旅行専門ＷＥＢサイトによる情報発信業務」ほかにおいて随意

契約を締結するに当たり、予定価格は非公表とすることとなっているにもかかわらず、設計書にこれを記載していた。

については、「契約の手引（契約課作成）」に留意し、適正な契約事務をされたい。

イ 「呉市豊町観光協会」に係る補助金を前金払により交付するに当たり、必要となる資金収支計画書の提出を求めていなかった。

については、「呉市補助金等交付規則の運用について（財政課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

ウ 「呉海自カレー・呉グルメ実行委員会」に係る負担金の支出の決定が、部長決裁によるべきところ、課長決裁となっていた。

については、事務決裁規程に基づき、適正な事務処理をされたい。

エ 前回の定期監査の結果に基づいて改善を要望していたにもかかわらず、継続的に使用を許可している行政財産の使用料について、4月末日を納期限として納付させるべきところ、納期限を5月31日とした納入通知書を交付しているものがあった。

については、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について（管財課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

(2) 海事歴史科学館学芸課

前回の定期監査の結果に基づいて改善を要望していたにもかかわらず、課の所管に属する備品のうち、所在が確認できないものがあった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

(3) 農林水産課

購入した水産教室用のうなぎ袋の納品書に物品検査員の検印と物品出納員の受領印が押印されていなかった。

については、適正な事務処理をされたい。

環 境 部 監 査 の 結 果

1 実査の対象課

環境政策課，環境業務課

2 監査の期間

令和4年1月12日から令和4年2月25日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

環境政策課については，事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

なお，環境業務課について改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

「音戸町困難地区し尿汲取業務」ほかに係る補助金交付事務において，補助金等交

付決定通知書が，申請者に交付されないままとなっていた。

ついては，補助金等交付規則に基づき，適正な事務処理をされたい。

教 育 委 員 会 事 務 局 監 査 の 結 果

1 実査の対象課

学校施設課

2 監査の期間

令和4年1月25日から令和4年3月25日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、学校施設課については、契約事務を重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

5 監査の結果

改善又は検討を要望する事項は、次のとおりである。

- (1) 業務委託の実施期間を年度当初から1年間とする「小学校センターサーバ等保守

業務」に係る契約を、長期継続契約として、新年度開始前に締結しているが、当該契約書に、翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は解除する旨の解除条項が記載されていなかった。

長期継続契約を締結する場合、上記条件を付す必要がある。

については、「契約の手引（契約課作成）」に留意し、適正な契約事務をされたい。

- (2) 「学習用タブレット端末等保守運用業務」ほかに係る契約において、契約保証金の納付を免除しているにもかかわらず、契約書にその旨の記載がなかった。

については、適正な契約事務をされたい。

- (3) 物品の検査員は、物品出納員及び物品分任出納員を除いた職員の中から物品管理者が指定することとなっているにもかかわらず、物品出納員である者を物品検査員として指定し、「昭和中学校普通教室エアコン修繕」ほかに係る完了検査を、当該職員に行わせていた。

については、「物品出納員及び出納員等の事務引継等について（会計課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

- (4) 継続的に使用を許可している行政財産の使用料について、4月末日を納期限として納付させるべきであるにもかかわらず、納期限を5月17日とした納入通知書を交付しているものがあつた。

については、「行政財産目的外使用許可等に係る事務について（管財課長通知）」に留意し、適正な事務処理をされたい。

選挙管理委員会事務局監査の結果

1 監査の期間

令和4年1月25日から令和4年3月25日まで

2 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和2年度も対象とした。

3 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、選挙管理委員会事務局については、契約事務を重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

4 監査の結果

事務の処理状況は、おおむね適正と認めた。

文 化 ス ポ ー ツ 部 監 査 の 結 果

1 実査の対象課

スポーツ振興課

2 監査の期間

令和4年2月25日から同年4月15日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし、必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき、関係書類、諸帳簿等を調査するとともに、関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては、呉市監査基準に準拠し、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また、次の項目を重点項目として定め、スポーツ振興課については、契約事務を重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係、補助金関係等）

5 監査の結果

改善又は検討を要望する事項は、次のとおりである。

「呉・瀬戸内スポーツブランディング推進事業」に係る契約において、総価契約で

あるにもかかわらず、単価契約用の約款を用いて契約を締結していた。
ついては、適正な契約事務をされたい。

消 防 監 査 の 結 果

1 実査の対象課等

西消防署，東消防署

2 監査の期間

令和4年2月25日から同年4月15日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課等につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

西消防署については，事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

なお，東消防署について改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

前回の定期監査の結果に基づいて口頭指導していたにもかかわらず，署の所管に属

する備品のうち、所在が確認できないものがあった。

備品は、市の財産であり、その重要性を十分認識した上で、物品会計規則に基づき、適正な備品管理をされたい。

上 下 水 道 局 監 査 の 結 果

1 実査の対象課

経営企画課，水道建設課，管路管理課，下水施設課

2 監査の期間

令和4年2月25日から同年4月15日まで

3 監査の対象

令和3年度における財務等に関する事務の執行。ただし，必要に応じて令和2年度も対象とした。

4 監査の方法

あらかじめ提出を求めた監査資料に基づき，関係書類，諸帳簿等を調査するとともに，関係者から説明を聴取するなどの方法により実施した。

監査に当たっては，呉市監査基準に準拠し，監査の対象となった事務が法令に適合し，正確に行われ，最少の経費で最大の効果を上げるようになされているかに主眼を置いた。

また，次の項目を重点項目として定め，各課につき一つを重点的に監査した。

- (1) 現金取扱事務
- (2) 契約事務
- (3) 備品管理事務
- (4) 指定管理事務
- (5) その他（勤怠関係，補助金関係等）

5 監査の結果

経営企画課，水道建設課及び管路管理課については，事務の処理状況は，おおむね適正と認めた。

なお，下水施設課について改善又は検討を要望する事項は，次のとおりである。

(1) 前回の定期監査の結果に基づいて口頭指導していたにもかかわらず、「新宮浄化センター外脱水ケーキ処分業務（その２）」ほかに係る契約において、契約保証金を免除するに当たり、根拠となる履行実績についての記載がなかった。

については、上下水道局契約規程に基づき、適正な契約事務をされたい。

(2) 「大浜農業集落排水処理施設外汚泥引拔運搬業務」ほかに係る契約書等において、正しい税額の収入印紙が貼付されていなかった。

については、印紙税法に基づき、適正な契約事務をされたい。